

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

平成28年7月8日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 追加議案第1号平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

○出席委員（28名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 泰道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君	25番 野村 茂 君
27番 日置 香 君	29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（4名）

8番 兼村 正美 君	21番 増井 賢一 君	26番 長屋 芳成 君
31番 岡田 忠敏 君		

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君）これから農業委員会総会を始めさせていただきます。市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）梅雨の晴れ間か曇りか分かりませんが、蒸し暑い日が続いております。私が住んでおる所では、コバエが大量発生しており、朝になると出でて2～3時間で死んでしまいますが、作業していると耳や鼻に入り邪魔をして大変です。いよいよ参議院選挙も18歳以上の選挙権の初めての国政選挙という事で大詰めを迎えております。結果はどうなるのか、若干低調気味というような報道もされておりますが、みなさんは、投票はもうお済ですか。選挙だけはしっかり、参加してほしいと思っております。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありがとうございました。続きまして、経済部長の永田がご挨拶いたします。

○経済部長（永田千春君）たいへん暑い日が続いております。雨もそれなりに降ってくれていると思いますが、降り過ぎないようにだけ祈りますが、台風が発生したということで、皆様、それぞれ農業をやってみえると思いますが、被害がない事を祈るばかりです。会長からもお話がありましたが、10日が参議院議員の選挙です。皆様方にはそれぞれ地域で投票管理者や立会人をやられる方もおみえではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。またせっかく18歳以上になり年齢が引き下げられたにも関わらず投票率が落ちるとするのは、残念な事ですので、周りのみなさまにも、投票にお出掛けいただけるように、皆様の口からお話いただけるとありがたいと思います。本日は、農業委員会の総会に引き続き、午後からは農政推進委員会があり一日ご苦労様でございますが、よろしく願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありがとうございました。欠席委員のご報告ですが、8番の兼村委員、21番の増井委員、26番の長屋委員、31番の岡田委員です。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。15番の山田委員さん、16番の亀山委員さんのお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）説明させていただく前に、今日は追加議案がございますので、よろしく願いいたします。農地法第3条の規定により、下記の農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、志津野地内、志津野長坂集会所の西北西200mほどなどに位置する畑160㎡、農振農用地である畑、339㎡、農用地である田2191㎡、計3筆2690㎡です。譲受人は、母より申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人である息子の申し出に応じ贈与するというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2、3ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、関有知高校の北西420mほどなどに位置する農振農用地で

ある田、2筆3237㎡、畑3筆683㎡、計5筆3920㎡です。譲受人は、破産者の親族であり、申請地の持ち分を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、破産管財人弁護士であり、申請地である破産管財物件を処分するというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、広見地内、東海北陸自動車道関広見ICの北北東240mほどなどに位置する農振農用地である田2筆430㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、植野地内、植野公民館の北西470mほどに位置する農振農用地である田1958㎡です。譲受人は、申請地を競売により譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸栗原地内、栗原集会所の北北東310mほどに位置する農振農用地である田1426㎡のうち428㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の南南西570mほどなどに位置する農振農用地である畑、54㎡及び農振農用地である田1229㎡、計2筆1283㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きしますが、1番の案件については、私です。異議ありません。

○12番（八木豊明君）2番の案件について、異議ありません。

○14番（村井由和君）3番の案件について、異議ありません。

○15番（山田晴重君）4番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）5番の案件について、異議ありません。

○35番（岩田幸子君）6番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の6件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第2号 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は、8ページになります。

申請地は、神野地内、今谷集会所の南南東70mなどに位置する田146㎡です。申請人は、申請地が道路より低く雨水が田に流入し管理が難しかったため、申請地を嵩上げし畑地転換をしたいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。一時転用の期間は、許可日から1年間としています。

2番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、下有知地内、国道156号下有知追分交差点の西南西190mほどなどに位置する登記地目田、現況地目畑1289㎡です。申請人は、不動産業を営んでおり、申請地を建売分譲敷地として整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、1種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

3番の案件 位置図は、10ページになります。

申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関SAの北180mほどなどに位置する畑370㎡のうち127㎡です。申請人は、申請人の息子が隣接地にて自動車整備業を営んでおり、整備工場が手狭になってきたため、申請地を駐車場として整備し、息子に貸し付けたいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は、11ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、県道関金山線上野橋の南東150mほどなどに位置する登記地目田、現況地目畑121㎡です。申請人は、申請地の北側に居住しており、駐車場が手狭になってきたため、申請地を駐車場として整備したいというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、12ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、道の駅平成の北東550mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地168㎡です。申請人は、申請地の西隣に居住しており、農器具用倉庫が不足しているため、申請地を物置及び倉庫として整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、多良木公園の南西160mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地32㎡です。申請人は、申請地の南隣に居住しており、手狭になってきたため、申請地に自己用の住宅を建築したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、

住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件 位置図は、13ページになります。

申請地は、武儀下之保地内、多良木公園の南西170mほどなどに位置する畑、171㎡のうち51.74㎡です。申請人は、6番の案件と同一人物であり、駐車場も手狭になってきたため、申請地に駐車場（カーポート）を建築したいというもの。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。

申請地は、上之保山本地内、上之保温泉ほほえみの湯の北東420mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地47㎡です。申請人は、駐車場が手狭になってきたため、申請地に駐車場（カーポート）を建築したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内にあるため、第2種農地と判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。

申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の東南東500mほどなどに位置する田3筆894.01㎡のうち500.01㎡です。申請人は、申請地の近隣で電気工事業を営んでおり、現在資材置場及び車両置場として借りている土地の立ち退きを求められているため、申請地に資材置場及び車両置場を整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありを確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

以上9件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

1番の案件は、私の担当ですが、異議ありません。

○12番（八木豊明君）2番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）3番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）4番、5番、6番、7番の案件については、21番の増井委員さんですが、欠席のため20番の中島委員さんの方からお願いします。

○20番（中島利彦君）4番、5番、6番、7番の案件について、増井委員が現地確認をしたところ、問題ないということです。

○23番（土屋尊史君）8番の案件について、無断転用でもう作ってしまったところを私が見つけまして、農振除外を経て農転申請されたものです。よろしくをお願いします。

○35番（岩田幸子君）9番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の9件を原案のとおり岐阜県知事に進達することにいたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第3号 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、南天神一丁目地内、天神公民センターの西南西350mほどに位置する畑、233㎡です。譲受人は、現在両親と同居しているが今回独立するため、申請地を父より譲り受け、トレーラーハウスを設置したいというもの。譲渡人は、娘である譲受人の申し出に応じ無償で譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、平賀四丁目地内、平賀公民センターの東南東110mほどに位置する畑、310㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農業経営が困難であったため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は18ページになります。

所有権移転 申請地は、東新町5丁目地内、天神公民センターの東北東130mほどに位置する都市計画道路東本郷鋳物師屋線に隣接する畑2筆15.65㎡、登記地目原野、現況地目畑2筆79.31㎡、田1筆14㎡、登記地目原野、現況地目田577㎡、計6筆685.96㎡です。譲受人は、申請地の北隣に居住しており、両親が高齢になり近くに呼び寄せたいため申請地を譲り受け、両親が居住する住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を贈与及び払い下げにより取得したが、農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件 位置図は19ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南南東290mほどに位置する都市計画道路東山西田原線に隣接する田2筆1080㎡、登記地目田、現況地目畑4筆793㎡です。譲受人は、不動産、土木工事業等を営んでおり、申請地を譲り受け、宅地分譲地として整備したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。事業計画変更の2番と同時許可案件となります。

5番の案件 位置図は20ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、西田原地内、西田原公民館の西120mほどにある田755㎡です。使用借人は、使用貸人の娘婿であり、現在申請地の北側にて両親祖母妻子と同居しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受け自己用の住宅及び車庫を建築したいというもの。

使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ田で農地性有り確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

6番の案件 位置図は21ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は迫間地内、上迫間公民館の南南東240mほどに位置する畑630㎡のうち276.93㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、孫である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

7番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は神野地内、本郷集会所の西180mほどに位置する田422㎡及び畑104㎡計526㎡です。譲受人は、申請地の北隣にてリゾート会員権の販売業を営んでおり、申請地を譲り受け、来客者及び従業員用の貸車場及び通路として整備し、自身が経営する会社に貸し付けるというもの。譲渡人は、農業経営が困難であったため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は、志津野地内、志津野長坂集会所の南280mほどに位置する畑99㎡です。譲受人は、申請地の北側に居住しており駐車場が長年手狭であったため、申請地を譲り受け、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は24ページになります。

所有権移転 申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西290mほどに位置する畑241㎡です。譲受人は、県外に居住しており、申請地の近隣に息子夫婦が居住しているため、申請地を嫁の父である譲渡し人より譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、娘の舅である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は25ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、下有知地内、下有知小学校の南330mほどに位置する田3筆2536㎡です。賃借人は、コンビニエンスストアの経営を業としている法人であり、申請地を借り受け、コンビニエンスストア及び駐車場を建築・整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、

事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

11番の案件 位置図は26ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、国道156号下有知追分交差点の西南西170mほどに位置する田、746㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人の役員であり、申請地を譲り受け、申請地の南隣の農地とともに分譲住宅敷地を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる集落接続に該当するため、許可相当と判断します。

12番の案件 位置図は27ページになります。

所有権移転 申請地は、西仙房地内、緑ヶ丘中学校の東隣に位置する田、3筆1326㎡です。譲受人は、土木建築工事請負及び設計施工、不動産売買等の業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は28ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、鮎の瀬グラウンドの西南西270mほどに位置する登記地目畑現況地目畑一部雑種地570㎡のうち279㎡です。譲受人は、食材冷凍食品及びこれらの半製品の仕入れ、販売等を業として営んでいる法人であり、業務拡張により駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、従業員駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる既存の施設用地の2分の1拡張に該当するため、許可相当と判断します。

14番の案件 位置図は29ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内、東海北陸自動車道関SAの北170mほどに位置する田79㎡です。譲受人は、申請地の北側に居住するとともに自動車整備工場を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自動車置場及び駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

15番の案件 位置図は30ページになります。

所有権移転 申請地は、小屋名地内、西部保育園の南260mほどに位置する登記地目畑、現況地目公衆用道路2筆246㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、生活用道路として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、公衆用道路であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

16番の案件 位置図は31ページになります。

所有権移転 申請地は、上白金地内、津保川・桜橋の北350mほどに位置する畑198㎡のうち63㎡です。譲受人は、自宅の敷地が手狭なため申請地を譲り受けて、庭として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

17番の案件 位置図は32ページになります。

所有権移転 申請地は、保明地内、津保川リバーサイド大橋の西540mほどに位置する畑412㎡です。譲受人は、コンクリート製品の製造販売等を業としている法人であり、製品置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けコンクリート製品置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる既存の施設用地の2分の1拡張に該当するため、許可相当と判断します。

18番の案件 位置図は33ページになります。

所有権移転 申請地は、保明地内、津保川リバーサイド大橋の西540mほどに位置する畑574㎡です。17番の案件の南側になります。譲受人は、17番の案件と同一法人でコンクリート製品の製造販売等を業としている法人であり、製品置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けコンクリート製品置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑一部雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にある農地内のため第1種農地と判断しますが、一種農地の不許可の例外規定にあたる既存の施設用地の2分の1拡張に該当するため、許可相当と判断します。

19番の案件 位置図は34ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、上之保明ヶ島地内、美濃加茂和良線の阿木トンネルの西北西250mほどに位置する農振農用地の農業用施設用地である田198㎡です。農振農用地の普通は農地ですが、農業用施設用地の区分変更を5月27日の農振除外の時に合わせて許可を得ている案件です。使用借人は、既設の牛舎にて繁殖雌牛7頭にて肉用牛の繁殖経営を行っており、今回事業拡大に伴い申請地を借り受け、牛舎を建築したいというもの。使用貸人は、孫の嫁である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。ちなみに、農振農用地に牛舎、農業用倉庫などの農業用施設を建築される場合には、農振農用地の農地から農業用施設用地への区分変更が必要であり、農業用施設への変更後、農業用施設用地の目的での転用許可申請が必要になります。また、今回の場合は自己転用ではないので、5条案件になります。自己転用（4条案件）で200㎡未満の場合には、農地転用許可は不要になりますので、申し添えます。

20番の案件 位置図は35ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸栗原地内、栗原集会所の北北東330mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1260㎡です。譲受人は、申請地の南側にてアユ料理店を経営する法人であり、年々来客者が増え駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、来客者駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書

の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

21番の案件 位置図は36ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸栗原地内、栗原集会所の北北東310mほどに位置する田、1426㎡のうち998㎡です。譲受人は、20番と同一の法人であり、現在小規模にてかじかの養殖をしているが今般事業の拡大安定化のため、申請地を譲り受けてカジカ養殖棟を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。

22番の案件 位置図は37ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、洞戸小坂地内、中濃消防組合洞戸出張所の南690mほどに位置する畑、372㎡です。使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、住居が手狭になってきたため、申請地を借り受けて自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に隣接する10ha未満の農地のため、第2種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

23番の案件 位置図は38ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の東460mほどに位置する田1644㎡です。賃借人は、建築土木の請負工事及び太陽光発電の設計、施工、販売等を業としている法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、申請地は生産性が低い農地であり、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接し、関市武芸川事務所から半径500m以内にある農地のため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

24番の案件 位置図は39ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の東410mほどに位置する田1242㎡です。賃借人は、23番の賃借人と同一法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、申請地は生産性が低い農地であり、賃借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接し、関市武芸川事務所から半径500m以内にある農地のため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

25番の案件 位置図は40ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の東南東480mほどに位置する田5筆6239㎡です。賃借人は、23、24番の賃借人と同一法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。賃貸人は、申請地は生産性が低い農地であり、賃借人の

申し出に応じ貸しつけるというものです。ちなみに、23番、24番、25番は土地改良はされておられません。隣接農地の承諾書の添付があります。

6月20日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接し、関市武芸川事務所から半径500m以内にある農地のため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から20年間としています。

26番の案件 位置図は41ページになります。

所有権移転 申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の北北東120mほどに位置する田396㎡です。譲受人は、現在市外の賃貸住宅に居住しており、申請地域に居住したいため、申請地を譲り受け、申請地北側の宅地に自己用の住宅を建築し、申請地に倉庫及び駐車場を建築整備したいというもの。譲渡人は、遠方県外に居住しており農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じて申請地を譲り渡すというものです。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している農地のため、第3種農地と判断します。

27番の案件 位置図は42ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町宇多院地内、宇多院公民館の北190mほどに位置する畑222㎡です。使用借人は、申請地の北隣に居住しており、申請人の娘夫婦が戻ってくるため申請地を借り受け、娘夫婦用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、夫である使用借人の要望に応じて申請地を貸し付けるというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの17件、使用貸借権の設定に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの5件、計27件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番、3番の案件について、異議ありません。

○2番（早川誠一君）4番の案件について、事業計画変更も出ている案件ですが、異議ありません。

○3番（佐藤久雄君）5番の案件について、異議ありません。

○4番（早川清治君）6番の案件について、異議ありません。

○6番（佐藤善一君）7番、8番の案件について、異議ありません。

○7番（清水宗夫君）9番の案件について、異議ありません。

○11番（大澤慶一君）10番の案件について、156号沿いで以前より渋滞するところです。国土交通省も追い越し車線を作る計画を持っておるが、サークルKが来るという事で、賃貸しますが、地主の方は、道路の拡幅には即協力するという事でした。異議ありません。

○12番（八木豊明君）11番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）12番、13番、14番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）15番の案件は、知らずに長年道路として使っており、個人の所有地という事が分かり、地域の方で揃って申請した物ですが、異議ありません。16番についても異議ありません。

○18番（篠田泰道君）17番、18番の案件について、異議ありません。

○22番（加藤政比古君）19番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）20番の案件は、現況が雑種地になっており、所有者は高齢で一人暮らしで、農業経営をする後継者がいない。21番は、3条案件と同じ所有者で高齢により営農が難しい。22番は、息子さんが旧関市より戻られるという事で、両親とも農業を一生懸命やっておられ、後継者としてふさわしいと思っております。3件とも異議ありません。

○29番（相宮千秋君）23番、24番、25番の案件について、沼地であり30年ぐらい耕作がされておらず、土地改良が行われてないところです。太陽光のお話があり私も賛成しております。3件とも異議ありません。

○35番（岩田幸子君）26番、27番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）23番、24番、25番案件について、申請人が同一であるが農道を挟んでいるため申請を3つに分けているのですか。

○23番（土屋尊史君）一つでもいいですし、別けてもいいです。なんの縛りはありません。

○23番（土屋尊史君）施設の送電を取る場合に、公共の道路があったら横断してはいけないというなら、このように三つに分けるべきだが、ただ分けるだけなら一つでいいのではないですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）赤道の小さいものなので、一角地にみられたのだと思います。

○23番（土屋尊史君）赤道は公共のものなので、分けるべきですよ。

○事務局課長補佐（長尾成広君）過去に出ているもので、赤道が中にあるものはしっかり残すように、赤道を外すように指導はしています。

○23番（土屋尊史君）理由があって分けるべきものならいいが、わざわざ分けて審議する必要がないものは、申請を受理する時に指導してもらいたい。

○事務局課長補佐（長尾成広君）今後、申請者や面積規模や電圧の関係とか確認してみます。富野で過去に出た案件ですが、開発では1件で出てきているが、農転では地権者毎に3件で出てきています。

1件で出しても問題ないようなものが、分けて出される事がありますが、どうして分けられたのかくらいは確認してみます。分けることによって、費用も違ってくるとは思いますが、こちらではその指導は、出来ないところもあります。

○32番（伊佐地鐵夫君）1番の案件でトレーラーハウスという事ですが、置くだけならいいのですが、ここは現在、沢山の犬を飼っておりうるさいので近所で苦情が出ている。実家でもトレーラーハウスでも飼うとなると隣は美容院ですが、かなりうるさくなる。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農業会議に確認しましたが、トレーラーハウスでの許可は出ることでした。

○32番（伊佐地鐵夫君）それは問題ないと思うが、犬はどうかという話です。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農転サイドで言えることではなく、生活環境課の話になる。ここでは娘さんが、トレーラーハウスに住まわれるという事だけです。

○32番（伊佐地鐵夫君）隣の人がやかましいのではと思うだけです。トレーラーハウスの向かい側に自分の田んぼがあるから、よく知っているのです。

○事務局課長補佐（長尾成広君）私どもとしては、書面だけ見る限りでは分からないですし、トレーラーハウスも農転の許可は出せるという事で確認しています。犬の関係で何か問題が出てきましたら、そちらは生活環境課になりますので、言っていただければと思います。

○議長（佐藤善一君）他に質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の27件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は19ページになります。

1番の案件 位置図は43ページになります。

所有権移転 申請地は東新町6丁目地内、のぞみ第二幼稚園の北隣に位置する登記地目田、現況地目雑種地595㎡です。当初事業計画者は、昭和59年6月28日に5条許可申請にて一般個人住宅を建築する予定であったが、違う土地に住宅を建築したため、事業計画を中止していたというもの。承継者は、申請地の西側隣接地にてコインランドリー及び洗車場を、また県道関金山線を挟み北向かいにてガソリンスタンドを経営しており、その敷地の一部に都市計画道路東本郷鑄物師屋線が予定され、道路計画によりコインランドリーやガソリンスタンドの敷地の一部が収用されるため、コインランドリーを廃業し、申請地を譲り受け、収用により減る洗車場及び従業員の駐車場を整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は44ページになります。

所有権移転 申請地は肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南南東290mほどに位置する登記地目田、現況地目畑5筆1702㎡です。当初事業計画者は、昭和58年7月28日、平成10年1月28日、平成10年7月2日付け5条許可申請にて駐車場及び資材置場を整備する予定であったが、資金面の理由により、事業計画を中止していたというもの。承継者は、不動産の仲介売買及び賃貸業務等を業とする法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地として整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は45ページになります。

所有権移転 申請地は迫間地内、下迫間公民館の西北西350mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地697㎡です。当初事業計画者は、平成28年5月31日に5条申請にて、手狭であった自動化機器製造工場の駐車場を整備する予定であったが、資金面で支障をきたし計画を変更しようとするもの。変更後の事業計画者は、当初事業計画者の息子であり、当初の計画通り父親に代わって、申請地を駐車場として整備したいというものです。

6月20日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお4番の案件につきましては、今回申請書類の訂正をお願いしておりましたが、訂正していただけなかったため、書類不備ということで来月以降の案件とさせていただきますのでよろしく願います。

以上3件のご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君)事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員さんの意見をお聞きします。

○1番(早川英雄君)1番の案件について、変更する必要があるので、早めに予定を出すとの事です。異議ありません。

○2番(早川誠一君)2番の案件について、滞ったものは元の畑に戻されて使っており、申請だけしていなかったというものです。

○4番(早川清治君)3番の案件について、異議ありません。

○議長(佐藤善一君)これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 議案第5号 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は21ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規3筆3件、賃貸借権の設定に関するもの更新1筆1件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、3筆4, 147㎡、地区は、武芸川町高野、跡部、志津野、肥田瀬の4地区です。設定移転を受ける方は、(株)せき西アグリほか3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、追加議案第1号「平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 追加議案1号 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、説明させていただきます。

この点検、評価、活動計画につきましては、平成21年度より、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という指導により、「前年度の活動の点検・評価」及び「新年度の目標と活動計画」を策定し、地域の農業者からの意見や要望を反映させ、市民への周知を行うものであります。

昨年以前まではパブリックコメントという形でやっておりましたが、総務管財課からパブリックコメントするまでもないのではないかという事で、昨年からはホームページに掲載という事になってきているものです。

内容につきましては、1ページでは昨年行われたものをホームページで議案を公開しているかとか、2ページでは農地法の3条が60件事務処理をしたとか、農地転用については1年間に332件処理をしていることや、3ページでは農業生産法人につきましては、14法人ある事、権利移動については618件調査した事などがあります。4ページには農地利用集積計画では199件あり、199件処理をしたという報告です。また、6ページでは遊休農地に関する評価につきまして、管内の農地面積が2989haのうち遊休農地は10.4haであり、目標が6haに対して実績が8.1haであった事。農地の利用状況調査は毎年やっただいており、今日説明会があります

が、このような形でやったというような内容です。また、8ページでは認定農業者の目標4経営者のうち実績が6経営者あった事。9ページの農地のこれまでの集積面積が310haで集積率が10.37%で、27年度では32.2haの集積があったということです。10ページでは、違反転用面積が1.51haあったという事です。主なものではこのようなところです。

13ページからは28年度についてですが、農業センサスの結果が新しいものが出たというところもあり様式が変わりました。農家戸数、認定農業者の数や、耕地面積、経営耕地面積、農地台帳の面積を入れるようになっております。以上です。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

追加議案第1号の「平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、原案のとおり異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

追加議案第1号の平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり、県を通じて農林水産省へ報告することにいたします。

議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

その他の1番ですが、次回の農業員会の総会は8月10日水曜日午前10時から市役所6階の大会議室にて行います。2番は、岐阜県農業委員・農地利用最適化推進委員大会ですが、今年度から早い所では新しい農業委員会法に変わって農業委員や農地利用最適化推進委員がみえるところありますので、そういう名前の大会となり、8月31日水曜日午後1時から4時半まで各務原市蘇原の各務原市民会館でありますのでよろしくお願ひします。

また、今日は欠席されてますが農業委員の岡田忠敏さん、前のJAの組合長さんですが、今までの話では役員の任期が切れた所で農業委員も失職されるという説明をさせていただいておりますが、岡田さんの場合は、推薦団体のJAめぐみのさんが前は組合の理事として推薦があったが、今回一般組合員として推薦するという決議を2月の総代会でされており、議事録でも確認させていただいておりますが、そういう場合は経過措置として任期が来年の7月19日まで認めるという要綱がありました。申し添えさせていただきます。

○議長（佐藤善一君）これをもちまして閉会といたします。ご苦労さまでございました。

午前11時30分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 1 6 6 5 番地

印

1 5 番 関市植野 7 7 2 番地

印

1 6 番 関市小屋名 1 7 6 番地 1

印